【市民体育館ほか５施設】

選定基準	審査の項目	配点	選定団体	非選定団体
			株式会社西商店	A
【Ａ－１】 市民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること （指定手続条例第3条第１号）	施設の設置目的及び市が示した管理の方針との整合性	52点×4人 ＝208点	143点	136点
	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果			
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果			
【Ａ－２】 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。 （指定手続条例第3条第２号）	利用頭数増を図るための具体的手法及び期待される効果	64点×4人 ＝256点	182点	181点
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性			
【Ａ－３】 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。 （指定手続条例第3条第３号）	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	56点×4人 ＝224点	170点	150点
	安定的な運営が可能となる組織体制			
	安定的な運営が可能となる経理的基盤			
【Ａ－４】 公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして市長が別に定める基準 （指定手続条例第3条第４号）	類似施設の運営実績	28点×4人 ＝112点	84点	68点
	地域振興			
	地球環境に配慮した取組			
	その他提案			
【Ｂ－１】 管理の経費の縮減が図られるものであること。 （指定手続条例第3条第２号）	施設の管理運営に係る経費の内容	60点×4人 ＝240点	220点	240点
合計		1040点	799点	775点